

ノーミス・ノー事故・農作業!

ただ今、「秋の農作業安全運動」実施中

運動期間:9/1~10/31

農業機械で特に注意すべき事項



トラクター

☞道路の路肩や、ほ場の出入口、傾斜地での走行に十分注意し、転倒、転落時の安全のため作業中は必ずシートベルトとヘルメットを着用しましょう。また、次の作業に入る前は必ずブレーキの連結状態を確認しましょう。

(事故は傾斜地で起こっています。また重心が高く、前輪は一点支持のため、車体バランスは三輪車と同様です!)

☞トラックなどに積載する時は、歩み板の固定を確実にいきましょう。

(アングルフックの固定が不十分な事例があります。また、農機ごとに前方・後方の積込が異なります。取扱説明書を確認しましょう。)

☞トラクター等で道路を走行する時には、保安部品、点滅器、反射板や低速車マークを取り付け、追従車等が気づきやすいように工夫しましょう。

(後続車両に気付かれなかったケースが発生しています。)

☞令和元年度から作業機を装着したままで公道を走行することが条件付きで可能となりました。

コンバイン

☞機体幅とクローラ幅が大きく異なります。路肩への寄り過ぎ、バック時の転落・転倒がないよう、機体感覚を意識して操作しましょう。

☞つまり解消作業時は不用意に回転部に手を入れないようにしましょう。

(カッター部での裂傷・切断が発生しています。また、アンローダ(オーガ)の操作は補助者等をヒットしないよう、合図を徹底しましょう。)

☞直角に畔の乗り越えを行い、10センチ以上の段差では歩み板を使いましょう。

また水田法面は朝露が付いた雑草で滑ります。手こぎ作業者の足場として適切か検討しましょう。(無理な畔の乗り越えは、刈取部で刃が刃を破損する恐れがあります。)

その他機械

☞刈払作業では、万が一に備えてシールド・ゴーグル、すねあてを装着し、また周辺状況を確認して作業を行うとともに、刈払部の抑えが効かない等の無理な姿勢となっていないか注意しましょう。

☞作業を始める前には、農機の始業点検や取扱説明書の確認を行い、安全な運転操作に努めましょう。